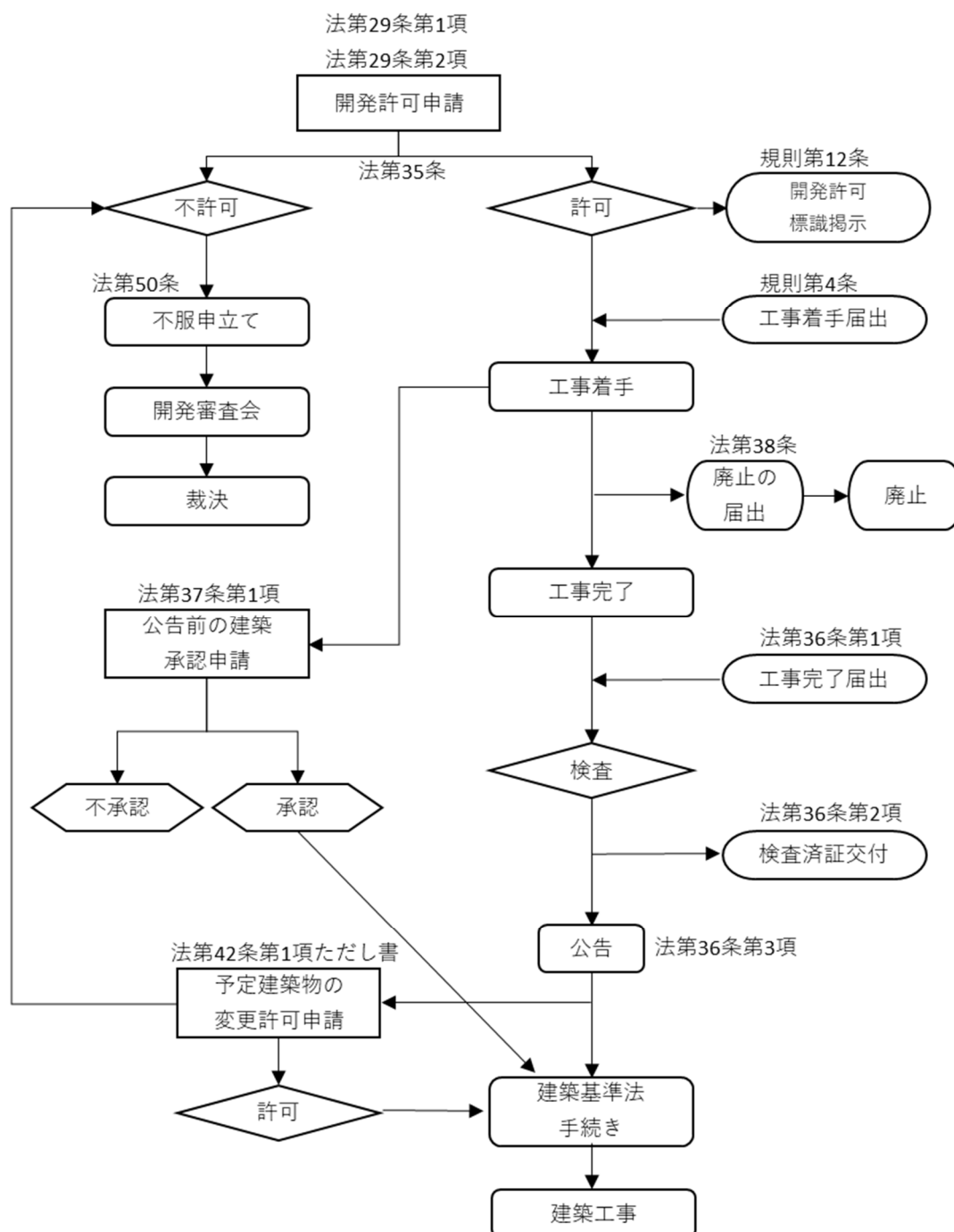


第4編 開発許可申請手続き

第1章 開発許可等申請手続きの概要

1 申請手続きのフロー

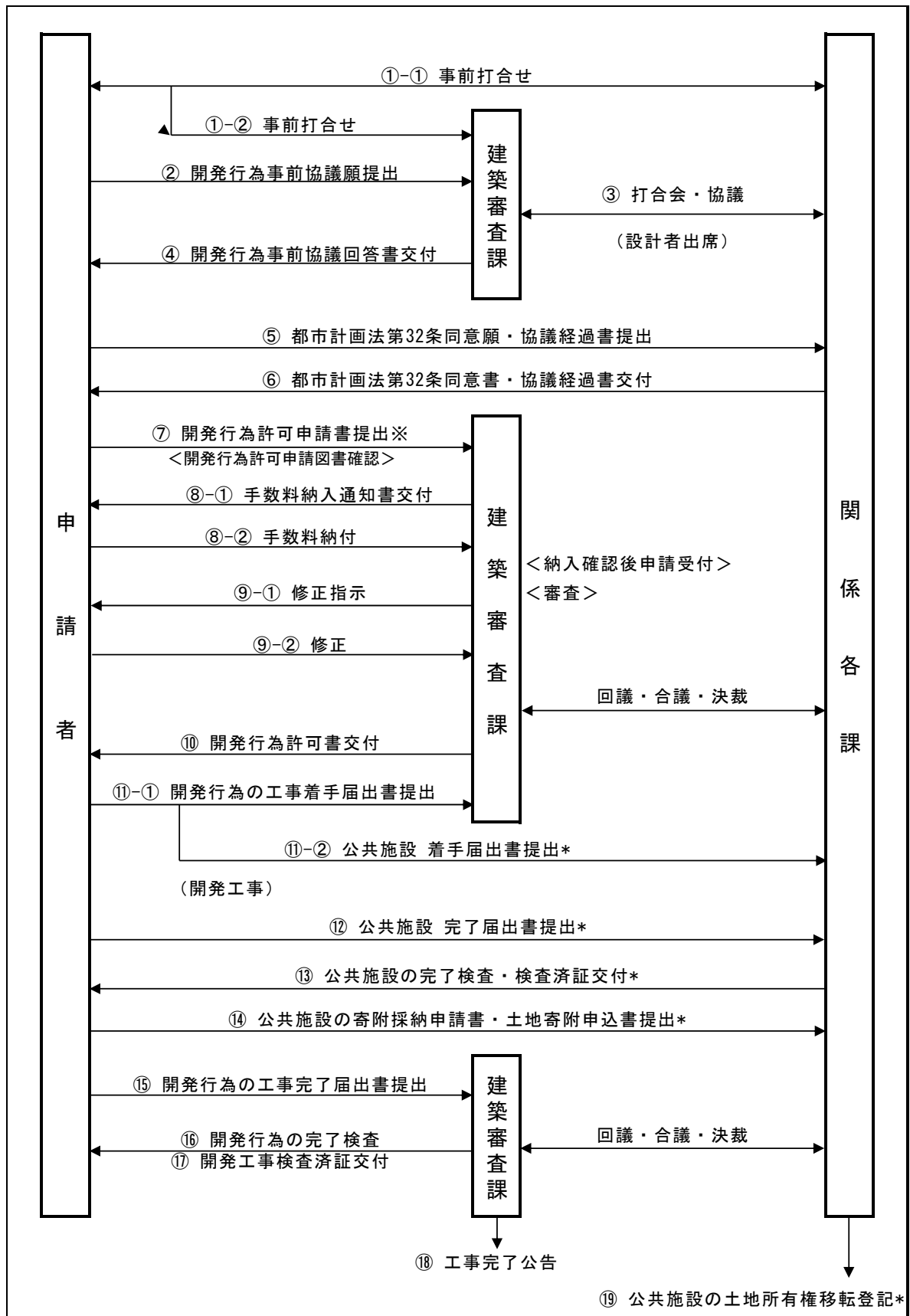


(注記)

開発許可については、許可後から完了公告前までに許可申請書の内容を変更しようとする場合は、法第35条第1項の規定により変更許可が必要となる。

ただし、当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たな開発許可を受けることが必要である。

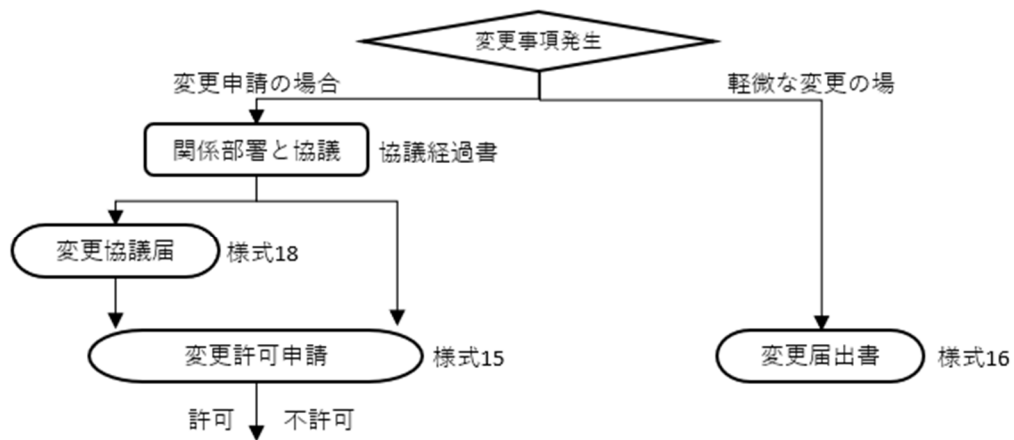
2 申請事務手続きの流れ



※「西条市公共施設の引き取りに関する要領」参照

※農地転用を伴う場合は、市農業委員会への農地転用許可申請書提出締切日までに提出すること。

3 変更申請手続きのフロー



(申請書等の作成要領参照)

※1 頻繁に変更する場合、関係部署と協議後、変更協議届を提出することで変更工事が可能となる。工事完了前に一括して変更許可申請を行い、許可を受けておくこと。

第2章 申請書等の作成要領

1 開発行為許可申請書及び添付書類の作成要領

開発行為の許可を受けるには、申請書、設計図、その他必要な書類を作成して申請しなければならない。書類、図面等の作成は、都市計画法、同政令、同省令及び西条市規則によるほか次の要領で作成すること。

- (1) 開発地の規模、開発地の状況、利用目的等によって申請書類の内容が異なる場合があるので注意すること。
- (2) 図書の大きさは、すべてA4判（縦29.7cm×横21.0cm）にすること。ただし、設計図面は屏風折りとし、上記の大きさに統一すること。
- (3) 申請図書等の地番は若い順に全筆記載すること。
- (4) 申請図書等の印鑑は申請者の印鑑登録印を押すこと。ただし、使用印鑑（認印）を届け出る（様式例33）ことにより登録印の代用として使用可。法人の場合は、法人名の表示がある使用印鑑とすること。
- (5) 設計図書は、設計者が記名又は署名したものを提出すること。
- (6) 西条市の同意書又は西条市との協議経過書の開発行為許可申請書への添付については、様式例9又は様式例11とその関連文書とし、別途申請書に添付する同じ図面等は省略できる。
- (7) 放流先水路等の管理者の同意書には、関係図書と割印したものを提出すること。
- (8) 申請書等製本の際には、別紙開発許可申請図書一覧表の添付順序でインデックス等を付し分かりやすく整理すること。
- (9) 申請書・届出書等は、正本1部、副本1部を提出すること。ただし、工事着手届出書及び工事完了届出書については、正本1部とする。
- (10) 許可書の交付時に、開発登録簿添付用として土地利用計画図原図1部を提出すること。
- (11) ※印は自己の居住及び自己の業務（開発区域の面積が1ha以上のものを除く。）の用に供する開発行為については不要。○印は1ha未満の開発行為については不要。△印は自己の居住の用に供する開発行為については不要。□印は自己の居住及び自己の業務（開発区域の面積が1ha以上のものを除く）の用に供するものであって、宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となるものは必要。

（開発許可申請書ほか関係書類）

（1）開発行為許可申請書

- ア) 様式例1（都市計画区域内）又は様式例2（都市計画区域外）に必要事項を記載のうえ、以下の各号の図書を添付して正本1部、副本1部を市建築審査課に提出すること。
- イ) 申請者名、地番等は略さず、印鑑証明書・登記事項証明書等に記載のとおり記入すること。（例：申請者～○株式会社○代表取締役、住所～123番地12、土地～○字○123番12）
- ウ) 「開発区域に含まれる地域の名称」欄の地番は若い順に全筆記載すること。
- エ) 「開発区域の面積」欄は、少数以下第2位まで記載すること。
- オ) 「予定建築物等の用途」欄は、専用住宅（建売分譲・宅地分譲）○区画、長屋（賃貸）○区画、共同住宅（賃貸）、マンション（分譲）、店舗（コンビニエン

スストア・〇〇販売)貸店舗(飲食店・ドラッグストア・〇〇販売)、工場(〇〇加工・〇〇製造)、事務所(〇〇業)などと記入すること。

カ)「工事着手予定年月日」「工事完了予定年月日」欄は、農地法等他法令の許可の予定、標準的な工事期間を勘案の上、記入すること。

キ)「自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別」欄は、P 3 第 2 章用語の定義 7 を参照すること。

ク)「その他必要な事項」欄は、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

(例)農地法第〇条の規定に基づく許可申請中

(2) 委任状

ア)受任者の住所、氏名、連絡先(担当者の氏名、電話番号等を含む。)、開発区域に係る該当地番及び委任の内容を記入すること。

イ)申請者の住所、氏名、連絡先(電話番号等を含む。)を記入すること。

※ (□) (3) 資金計画書

様式例 3 の示す方法で算定のうえ記載し添付すること。

※ (□) (4) 申請者の資力及び信用に関する申告書

ア)様式例 4 の申告書に記入作成すること。

イ)法令による登録等を証する書類を添付すること。宅地分譲、建売住宅分譲等の場合は宅地建物取引業者免許証及び宅地建物取引士証の写しを添付すること。

ウ)工事管理担当者は、申請者が個人の場合は申請者本人、法人の場合は法人内部の担当者を記入すること。

エ)法人税又は所得税の納税証明書を添付すること。また事業税の納税証明書を合わせて添付すること。

オ)申請者が法人にあっては登記事項証明書を、個人にあっては住民票を添付すること。

※ (□) (5) 工事施行者の能力に関する申告書

ア)様式例 5 の申告書に記入作成すること。

イ)法令による許可等を証する書類を添付すること。

ウ)法人税又は所得税の納税証明書を添付すること。また事業税の納税証明書を合わせて添付すること。

エ)工事施行者が法人にあっては登記事項証明書を、個人にあっては住民票を添付すること。

○ (6) 設計者の資格に関する申告書

様式例 6 の申告書に記入作成のうえ、卒業証明書または設計資格に関する免許証(写しの場合は原本と照合します。)を添付すること。

△ (7) 設計説明書

様式例 7 に必要事項を記載のうえ添付すること。

(8) 公共施設の管理者に関する同意書等(法第32条の同意書等)

次のア)、イ)に関する協議を行い協議後同意が得られた場合は、その一覧表(様式例 8、10)を作成し、それに同意書(様式例 9)及び協議の経過を示す書類(様式例 11)を添付すること。

ア)開発行為に関係ある公共施設の管理者等(次に掲げる者)と開発行為に関する協議をすること。

市長、給水事業者、消防長、取付先道路の管理者、放流先水路の管理者

イ) 開発行為に関する工事の実施に伴って変更または廃止されることとなる公共施設の管理者または、新たに設置されることとなる公共施設を管理することとなる者等と公共施設の管理、用地の帰属について協議すること。

ウ) 埋蔵文化財等に関する市教育委員会の事前協議回答書を添付すること。

(9) 土地所有者等関係権利者の同意書

ア) 開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者（公共以外の排水施設の所有者を含む）の工事施行の同意を得て同意書（様式例12）を作成し、これに印鑑登録証明書または本人確認資料を添付すること。

イ) 申請者が権利を有する場合も登録印を押印した同意書を作成すること。

ウ) 別途隣接地の所有者等、工事により影響のある者に対しては事前に計画等を説明し、許可後に設計変更等（変更許可が必要）や工事中・工事後に苦情等がないように注意すること。

(10) 土地等の登記事項証明書

ア) 開発行為に関する工事をしようとする土地の登記事項証明書（全部事項証明書。以下同じ。）を添付すること。

イ) 登記事項証明書は申請日より3か月以内のもの（原本）を添付すること。

ウ) その他市長が必要と認める開発行為に関係する土地及び建築物等の登記事項証明書を添付すること。

エ) 関係する土地が多い場合（原則5筆以上）は一覧表を作成すること。

(11) 地籍図（公図）

ア) 開発区域およびその周辺の町名と地番、里道、水路が表示された法務局備付けのものの写しに開発区域の境界を朱書きし、道路（茶色）、水路（水色）を色塗りで示したものを添付すること。

イ) 複数枚に分かれている場合は、切り張りすること。

ウ) 地籍図（公図）は申請日より3か月以内のもの（原本）を添付すること。

(12) 他の法令に関する許可等の写し

開発行為に関し、他の法令等により手続きを必要とする場合は許可等の写しを添付すること。なお手続き中のものについては、その状況を示す書面を添付すること。（例）農地転用許可申請書の写し

(13) 開発区域の現況写真

開発行為に関する工事をしようとする土地の状況及び申請地の境界が把握できる現況写真を添付し、申請地を赤で囲むこと。

なお、現況図に撮影方向と撮影地点を記入し、現況写真との照合符号をつけること。

(14) 設計図

設計図面は、第4章設計図書の作成要領に基づき作成すること。提出された図面の修正は認めないので注意すること。

(15) 計算書

ア) 流量計算書

雨水、汚水等の水理計算については、技術基準により算出し添付すること。なお流域図、排水施設計画平面図等との照合符号を記入すること。設計断面の算定流量に対する余裕を見込んであることを計算式に明記すること。

イ) 構造計算書

鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、橋梁等の工作物を設置すると

き作成し添付すること。なお、設計図との照合符号を記入すること。

図3-16の擁壁標準図を採用したときは、その旨を表示すること。

ウ) 安定計算書

擁壁で覆われないがけについては、当該がけの安定計算書を作成し添付すること。

エ) 工作物等の施設の能力に関する計算書

必要に応じ、終末処理施設、給水施設等の能力について計算書を作成し添付すること。

(16) 土質に関する図書

土質について説明が必要な場合は土質試験結果、地盤（土質）等の資料を添付すること。

(17) その他

必要に応じ、樹木・表土の現況図、公園整備計画、残土搬出入自動車経路図を添付すること。その他市長が必要と認める図書については、その指示に従い提出すること。

2 その他の申請・届出書

(1) 工事着手届出書

ア) 開発許可を受けた者が工事に着手しようとするときは、工事着手届出書（様式例13）を提出すること。

イ) 工事着手届出の際、工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日を変更する場合は、工事着手届出書に該当日を記入することにより、開発行為変更届出書を提出したとみなすものとする。

(2) 開発行為許可標識の掲示

開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事期間中（工事完了公告があるまで）当該開発区域内の見やすい場所に、開発行為許可標識（様式例14）を掲示すること。

(3) 開発行為の変更許可申請書

ア) 設計の変更の場合

- ① 開発行為変更許可申請書（様式例15）に必要事項を記入のうえ提出すること。
- ② 設計説明書は内容に変更が生じる項目について、変更後の内容を記入したうえ、その上段に変更前の内容を括弧書で記入すること。
- ③ 設計図面は、変更前と変更後の図面を添付し、前後を色分けするなど変更箇所が分かるように作成すること。
- ④ 許可書の写しを添付すること。
- ⑤ 開発工事に関する工事をしようとする土地が、新たに編入されない場合で、先に提出した土地の所有権等の関係権利者の同意書の内容に変更がない場合は、その同意書、土地の登記事項証明書及び地籍図は必要ない。
- ⑥ 設計の変更のうち、施行規則第28条の4第1号に掲げる軽微な変更該当するもの以外のものが頻繁に行われる場合等については、個々の変更については、関係部署と変更に関する事前協議を行った後、開発行為変更協議届（様式例18）を提出し、受付済処理を受けることにより、変更内容の工事を施工することができることも可能とする。

なお、工事完了届出書提出までに開発行為変更協議届（受付処理済写し）

を添付のうえ、一括して開発行為の変更許可申請手続きを行い、開発行為変更許可を受けておくこと。

イ) その他の変更は変更事項のみを申請すること。

(4) 開発行為変更届出書

開発許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、開発行為変更届出書（様式例16）に必要事項を記入のうえ提出すること。

(5) 氏名等変更届出書

申請者が同じで氏名または住所に変更があったとき、土地の名称に変更があったときは、氏名等変更届出書（様式例17）に必要事項を記入のうえ提出すること。

(6) 工事完了届出書

ア) 工事（工区に分けた場合は工区別）が完了した場合は、工事完了届出書（様式例19）を提出し、完了検査を受けること。

イ) 工事完了届出書には、完成図（土地利用計画図、造成計画平面図、排水施設計画平面図ほか）及び工事写真（工事中写真、完成写真）を添付すること。

なお、完成写真は、区域全域が納まるように工夫し、区域を赤線で囲むこと。

(7) 開発行為に関する工事の廃止の届出書

ア) 許可を受けた開発行為を廃止する場合は、開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式例20）を提出すること。

イ) 届出書には、廃止した時点における現況図及び廃止に伴い損なわれた公共施設の回復計画および災害防止計画を示す図書を添付すること。

(8) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書

ア) 開発許可を受けた開発区域内で、工事完了公告前に、施行上建築工事を開発工事と同時に行うことがやむを得ない場合は、工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書（様式例21）を提出し承認を受けること。

イ) 公共施設工事の進捗管理表を添付すること。

ウ) 建築物の平面図等は建築確認申請書の図面と同一のものを添付すること。

エ) 承認に伴う開発工事完了予定年月日及び建築工事完了予定年月日を記載した工程計画書（工程表）を提出すること。

オ) 現地において開発区域界が明確にされており、距離等の確認ができること。

承認を受けた場合でも、開発工事完了公告前に、建築物に関する完了検査を受けることはできないことに注意すること。

(9) 交付申請

ア) 開発登録簿の写しの交付申請書

開発登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付申請書（様式例26）を提出すること。

イ) 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

建築基準法に基づく建築確認申請をしようとする者が、その計画が都市計画法の規定に適合する旨の書面の交付を請求しようとする場合は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（様式例27）を提出すること。

3 事前協議

(開発行為事前協議の趣旨)

当該開発行為の計画について公共施設の適正な配置等関係部局との調整を図り、本申請時の事務処理の円滑な推進に資することを目的とする。

(1) 開発行為事前協議願

- ア) 開発行為の許可を申請しようとする者は、当該開発行為に係る開発許可の申請の前に、開発行為(変更)事前協議願(様式例28)を提出すること。
- イ) 打合会後、事前協議に対する回答書を交付する。回答書交付後、6か月以内に開発行為の許可申請をしない場合は、原則として再度事前協議願を提出すること。

(2) 開発行為事前協議願に必要な図書

- ア) 開発行為(変更)事前協議願(様式例28)に必要な事項を記入し提出すること。
- イ) 新設する公共施設等の概要書(様式例29)等の図書を添付すること。
- ウ) 開発区域図には、取付先道路から国道・県道等主要道路に至るまでの経路を記入すること。
- エ) 開発許可を受けた後、開発区域の位置・区域・規模及び重要な設計の変更を行う場合は、開発行為(変更)事前協議願(様式例28)に必要な事項を記入し提出すること。なお、添付図面の記入方法は、第4章設計図書の作成要領を参考にすること。

4 その他

- (1) 申請の際には、許可申請等手数料一覧表に掲げる手数料が必要である。
- (2) 申請書受付後は、取下げ・不許可・重大な変更で別申請となる場合でも審査手数料は必要となるので、注意すること。
- (3) 農地転用を伴う場合は、開発行為許可申請書を、市農業委員会への農地転用許可申請書提出締切日までに、市建築審査課に提出すること。
- (4) 事前打合せ、相談については、市建築審査課及び市県等の公共施設・公益施設管理担当課、開発行為関係法令担当課等を行うこと。
- (5) 公共施設の分筆、登記手続き等を行うこと。
開発道路は「公衆用道路」、公園緑地等は「公園」又は「雑種地」に登録すること。
- (6) 工区分けは原則5ha以上の開発行為について適用する。

第3章 提出図書一覧表

注意事項

※印：自己の居住及び自己の業務（開発区域の面積が1ha以上のものを除く。）の用に供する開発行為については不要。

□印：自己の居住及び自己の業務（開発区域の面積が1ha以上のものを除く。）の用に供するものであって、宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となるものは必要。

○印：1ha未満の開発行為については不要。

△印：自己の居住の用に供する開発行為については不要。

1 開発行為の許可申請（法第29条第1項又は第2項）

提出図書		様式番号	備考
1	開発行為許可申請書	様式例1、2	省令第16条参照（別記様式第2）
2	※（□）資金計画書	様式例3	省令第15条参照（別記様式第3）
3	※（□）資力及び信用に関する申告書	様式例4	法第33条第1項第12号参照（市規則様式第1号）
4	※（□）工事施行者の能力に関する申告書	様式例5	法第33条第1項第13号参照（市規則様式第2号）
5	○設計者の資格に関する申告書	様式例6	省令第19条参照（市規則様式第5号） （卒業証明書、資格免許証添付のこと。）
6	△設計説明書	様式例7	省令第16条参照（市規則様式第3号）
7	公共施設の管理者の同意一覧表	様式例8	法第32条第1項参照
8	公共施設管理者の同意書	様式例9	
9	公共施設管理予定者等との協議一覧表	様式例10	法第32条第2項参照
10	公共施設管理予定者等との協議経過書	様式例11	
11	土地所有者等関係権利者の同意書	様式例12	法第33条第1項第14号参照（市規則様式第4号）
12	土地等の登記事項証明書		
13	地籍図（公図の写し）		
14	他の法令に関する許可等の写し		公共物使用許可書 道路占用許可書 道路工事初認書 農地転用許可申請書 等
15	官民境界証明書等		図面添付 申請区域に接して官有地がある場合は、官民境界確定書の写しを添付すること。

1 6	開発区域の現況写真			第3章・第4章の作成要領参照
1 7	開発区域位置図 (都市計画図1/10,000)		省令第17条参照	
1 8	開発区域図		省令第17条参照	
1 9	現況図		省令第16条参照	
2 0	土地利用計画図		省令第16条参照	
2 1	求積図(丈量図、地積測量図)			
2 2	造成及び道路計画平面図		省令第16条参照	
2 3	造成及び道路計画縦横断面図		省令第16条参照	
2 4	排水施設計画平面図		省令第16条参照	
2 5	排水施設縦断面図			
2 6	△給水施設計画平面図		省令第16条参照	
2 7	がけの断面図		省令第16条参照	
2 8	擁壁の構造図		省令第16条参照	
2 9	排水施設構造図			
3 0	道路標準断面図			
3 1	その他構造図			
3 2	○防災計画図			
3 3	排水流域図			
3 4	流量計算書			
3 5	構造計算書			
3 6	安定計算書			
3 7	工作物等の施設の能力に関する計算書			
3 8	土質試験結果			
3 9	委任状	様式例31		
4 0	遵守誓約書	様式例32		
4 1	使用印鑑届出書	様式例33		
4 2	暴力団に該当しない旨の誓約書	様式例34	盛土規制法に基づくみなし許可に該当する申請について添付すること。 (令和7年5月23日施行)	
4 3	その他市長が必要と認める図書		予定建築物平面図等	

注1) 申請書製本の際には、提出図書の番号順に整理し、その目録を作成し、申請書の次に添付してください。

注2) 27～43については、必要に応じて添付するものとする。

2 工事着手届出及び開発行為許可標識

提出図書		様式番号	備考
(1) 工事着手届出（規則第4条）			
1	工事着手届出書	様式例13	市規則様式第7号
2	工程計画書（工程表）		
3	開発行為許可標識の設置状況を明らかにした写真	様式例14	市規則様式第6号

3 開発行為の変更の許可申請及び届出

提出図書		様式番号	備考
(1) 開発行為変更許可申請（法第35条の2）			
1	開発行為変更許可申請書	様式例15	市規則様式第8号
2	委任状		（開発許可と同じ場合は省略可）
3	開発区域図		
4	関係図書（変更に伴い内容が変更されるもの）		△設計説明書 変更後・変更前図書を添付し、 変更内容が分かるように表示
5	その他市長が必要と認める図書		
(2) 開発行為変更届出			
1	開発行為変更届出書	様式例16	市規則様式第9号
2	開発区域図		
3	関係書類（変更に伴い内容が変更されるもの）		変更の内容が分かる書類添付
4	その他市長が必要と認める図書		
(3) 申請者の氏名等変更届出			
1	氏名等変更届出書	様式例17	規則様式第10号
2	開発区域の土地の登記事項証明書		地域の名称の変更の場合
3	開発区域の地籍図（公図の写し）		地域の名称の変更の場合
4	関係図書（変更内容を証するもの）		
5	その他市長が必要と認める図書		

4 工事完了及び開発行為に関する工事の廃止届出

提出図書		様式番号	備考
(1) 工事完了届出 (法第36条)			
1	工事完了届出書	様式例19	省令第29条参照 (別記様式第四)
2	開発区域図		
3	土地利用計画図		最終版
4	造成計画平面図		出来形図 (実測値を記入)
5	造成計画縦横断面図		出来形図 (実測値を記入)
6	排水施設計画平面図		出来形図 (実測値を記入)
7	排水施設計画縦断面図		出来形図 (実測値を記入)
8	給水計画平面図		出来形図 (実測値を記入)
9	工事中写真		主な工種ごとにインデックス貼付
10	完成写真		完成写真はキャビネ版以上
11	検査写真		検査完了後に提出 関係部署の検査写真も添付
12	公共施設検査済証		関係部署発行
13	公共施設の寄附採納に関する書類		「西条市公共施設の引き取りに関する要領」参照
14	その他市長が必要と認める図書		例) 水質試験 (51項目) 成績表 (打ち抜きの場合)
(2) 開発行為に関する工事の廃止の届出 (法第38条)			
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書	様式例20	省令第32条参照 (別記様式第八)
2	廃止した時点における現況図及び現況写真		
3	公共施設の回復計画及び災害防止計画を示す図書		
4	開発許可図書		

5 建築の承認及び許可申請

提出図書		様式番号	備考
(1) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請（法第37条）			
1	工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書	様式例21	市規則様式第11号
2	申請理由書		工程上技術的にやむを得ないことを説明できる図書（断面詳細図等）添付
3	工程計画書（工程表）		工事完了予定日を記したもの
4	開発区域図		
5	土地利用計画図		
6	建築物又は特定工作物の配置図		
7	造成計画平面図		
8	造成計画縦横断面図		
9	擁壁断面図		
10	建築物等平面図、立面図及び関係図面		建築確認申請書図面と同じものを添付 日影規制区域では日影図添付
11	その他市長が必要と認める図書		
(2) 建築物の特例許可申請（法第41条第2項ただし書）			
1	建築物の特例許可申請書	様式例22	市規則様式第12号
2	開発区域図		
3	土地利用計画図		
4	配置図		
5	予定建築物平面図等		
6	その他市長が必要と認める図書		
(3) 予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請（法第42条第1項ただし書）			
1	予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請書	様式例23	市規則様式第13号
2	開発区域図		
3	建物関係図面		
4	その他市長が必要と認める図書		

6 許可に基づく地位の承継の届出及び承認申請

提出図書		様式番号	備考
(1) 開発許可等に基づく地位の承継届出＜一般承継＞（法第44条）			
1	開発許可等に基づく地位の承継届出書	様式例24	市規則様式第14号
2	開発区域図		
3	承継の事由を証する書類		様式備考参照
4	その他市長が必要と認める図書		
(2) 開発許可に基づく地位の承継の承認申請＜特定承継＞（法第45条）			
1	開発許可に基づく地位の承継の承認申請書	様式例25	市規則様式第15号
2	開発区域図		
3	承継の原因を証する書類		
4	土地の登記事項証明書		
5	取得した土地の公図の写し		
6	※資金計画書	様式例 3	
7	※資力及び信用に関する申告書	様式例 4	
8	その他市長が必要と認める図書		

7 交付申請

提出図書		様式番号	備考
(1) 開発登録簿の写しの交付申請（法第47条）			
1	開発登録簿の写しの交付申請書	様式例26	閲覧規則様式第2号
2	開発区域図		
(2) 開発行為又は建築に関する証明書交付申請（省令第60条）			
1	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	様式例27	市規則様式第18号
2	開発区域図		
3	その他市長が必要と認める図書		

8 事前協議等

提出図書		様式番号	備考
(1) 開発行為（変更）事前協議			
1	開発行為（変更）事前協議願	様式例28	添付図書は様式参照
2	新設する公共施設等の概要書	様式例29	
3	その他市長が必要と認める図書		
(2) 開発行為許可申請書等の取下げ届出			
1	開発行為許可申請書等の取下げ届出書	様式例30	
2	申請図書		
3	その他市長が必要と認める図書		

注) 以上の添付図書のほか、次のような図書を必要とする。

- (1) 法人が申請者の場合で、開発（建築）行為が業務に該当するものは登記事項証明書、定款（規則）等、業務以外についてはその議事録。ただし、宅建業者がその業務内で行う場合は不要。
- (2) 宅地建物取引業法上免許を必要とする場合は、宅地建物取引業者免許証の写し
- (3) 他法令に支障がある場合は、その許可書又は経過書等
- (4) その他市長が必要とする図書

第4章 設計図書の作成要領

1 設計図の作成要領

図面名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
開発区域位置図	1/10,000	1 方位 2 開発区域（朱書き） 3 開発区域周辺の都市施設及び都市計画、施設の位置、名称 4 各鉄道駅からの交通機関の経路、名称 5 開発区域内において排水される雨水、汚水の始末、河川への経路 6 用途地域及びその他の規制区域等	・都市計画図（地形図）に、開発区域の位置を表示し、用途地域（色塗り）名または特定用途制限地域名を表示すること。凡例コピー可。 ・規制区域等は開発区域及びその周辺について図示すること。
開発区域図	1/2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 土地の形状（区域内の道路、公園等） 4 都市計画区域界と名称 5 大字又は字の境界と名称 6 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 7 周辺道路、周辺建築物の名称及び用途等 8 土地の地番	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
現 況 図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 地形（等高線は2mの標高差を示すもの） 4 農道、水路（水流の方向）、周辺道路の状況 5 開発区域及び隣接地の地番、地目、所有者 6 開発区域内及びその周辺の公共・公益的施設の位置及び形状 7 行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件 8 現況写真との照合符号と撮影方向	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・基準高（KBM）には海拔高を併記すること。

土地利用計画図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 工区界 4 農道、水路（水流の方向）、 周辺道路の状況 5 開発区域内及びその周辺の公 共・公益的施設の位置及び形状 6 公園等の面積、施設、植樹 7 消防水利の位置、包含図、距 離 8 予定建築物の敷地の形状、面 積、用途 9 土地利用計画一覧表 10 敷地に係る予定建築物の用途 11 宅地番号 12 電柱、配電予定位置 13 緩衝帯の設置 14 前面道路の位置付け・幅員、 道路後退状況の記入 15 複数の用途地域等にまたがる 場合は、境界及び用途地域名等 の記入	・予定建築物の用途は 専用住宅、共同住 宅、店舗、〇〇工場 と具体的に敷地ごと に記入すること。 （専用・併用の別、 戸建・長屋・共同の 別、建売・賃貸・宅 地分譲の別） ・この図面は開発登録 簿の図面として一般 の閲覧に供されるの で、明確に表示する こと。 ・図面はインキングし 提出図書は白焼のこ と。 ・打抜き（飲用井戸 水）を利用する場合 の採水位置を記入す ること。
求 積 図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 開発区域の全面積及び辺長 4 区画別面積 5 道路後退がある場合は後退後 敷地求積 6 道路、水路、公園、広場等の 公共・公益的施設を区別した空 地の面積及び辺長	・座標、三斜により算 出のこと ・求積表のかわりに求 積書を添付してもよ い。
造成及び道路計画平面 図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 宅地番号 4 造成計画高、現地盤高、隣地 地盤高 5 がけ、擁壁の位置、形状 6 構造物の位置、形状、種類及 び規模 7 道路の位置、形状、幅員、勾 配 8 道路の中心線とその測点及び 計画高 9 敷地の形状及び計画高 10 街区の長辺及び短辺の長さ 11 公園、緑地その他公共用の空 地及び公益的施設の位置、形 状、規模、計画高及び名称	・道路、擁壁、のり 面、公園等を色別す ること ・予定建築物の用途は 専用住宅、共同住 宅、店舗、〇〇工場 と具体的に敷地ごと に記入すること。 ・各区画ごとに給水及 び排水施設の設置位 置を明示し、規格等 を記入すること。

		12 工区界 13 ベンチマークの位置と高さ 14 消防水利施設の名称、位置及び形状 15 凡例	
造成及び計画縦横断面図	1/500 以上	1 縦横断面線記号 2 区域境界位置 3 基準線（D. L.） 4 計画地盤高、現地盤高、隣地地盤高 5 がけ、擁壁、道路の位置、形状及び記号 6 ボックスカルバート、暗渠、その他構造物の位置、形状及び記号 7 土羽の位置、形状及び勾配 8 公共・公益的施設等の位置	・現況線は細く、計画線を太く表示すること。 ・区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・盛土部（緑色）、切土部（黄色）でそれぞれ着色すること。
排水施設計画平面図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 4 水の流れの方向 5 吐口の位置 6 放流先河川、水路の名称 7 流量計算書とその照合符号 8 道路、公園その他公共・公益的施設及び予定建築物の敷地等毎の計画高 9 污水处理場の位置、形状 10 凡例	・放流先の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・予定建築物の用途は専用住宅、共同住宅、店舗、〇〇工場と具体的に敷地ごとに記入すること。 ・各区画ごとに給水施設の設置位置を明示し、規格等を記入すること。
排水施設縦断面図	1/500 以上	1 測点 2 排水渠勾配及び管径、管種 3 計画地盤高、管底高、切土高、土被り 4 人孔種類、位置及び記号 5 人孔間距離 6 短距離、追加距離 7 基準線（D. L.） 8 排水施設記号	・道路計画縦断面図にまとめて図示のこと。

給水施設計画平面図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 給水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 4 取水方法及び位置 5 消火栓の位置及び種類 6 ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置及び形状	・取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものではない。 ・排水計画平面図にまとめて図示してもよい。 ・打抜き給水の場合は打抜き位置を明示すること。
がけの断面図	1/50 以上	1 がけの記号 2 がけの高さ及び勾配 3 土質（土質の種類が2以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 4 がけ面の保護の方法（種別、材料、規模） 5 現地盤面及び計画地盤面 6 がけの前後の地盤面 7 小段の位置、幅	・現況線は細く、計画線は太く表示のこと。 ・切土をした土地の部分に生ずる高さが2 mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1 mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2 mを超えるがけについて作成すること。
擁壁の構造図	1/50 以上	1 擁壁の種類、記号 2 擁壁の寸法及び勾配 3 擁壁の材料の種類及び寸法 4 裏込コンクリートの品質及び寸法 5 透水層の位置及び寸法 6 水抜穴の位置、材料及び内径寸法 7 基礎構造の種類と寸法 8 基礎地盤の土質及び許容支持力 9 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 10 擁壁を設置する前後の地盤面 11 隅角部の補強	・鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図及び構造計算書必要。 ・標準図等を使用した際は出典を記載
排水施設構造図	1/50 以上	1 排水施設の記号 2 入孔、開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 3 放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ 4 管渠接続方法	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図必要。

道路標準断面図	1/50 以上	1 道路の幅員構成 2 横断勾配 (%) 3 舗装断面図 (路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法) 4 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法	・排水施設構造図にまとめて図示してもよい。
その他構造図	1/50 以上	1 施設の名称及び記号 2 施設の材料・寸法の詳細	・橋梁、終末処理施設、消防水利施設等
防災計画図	1/2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界 (朱書き) 3 等高線 4 計画道路位置 5 段切位置 6 表土除去範囲 7 ヘドロ除去範囲及び除去深さ 8 工事中の雨水排水経路及び流土計画 9 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 (調整池、えん堤、暗渠) 10 防災施設の設置時期及び期間 11 凡例	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・防災計画説明書を添付して提出のこと。
排水流域図	1/1,000 以上	1 方位 2 開発区域の境界 (朱書き) 3 集水系統ブロック別に色分け 4 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5 流量計算書との照合符号	・区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
予定建築物平面図等	1/100～ 1/300	1 各階平面図 2 敷地面積・建築面積・延床面積とその計算式 3 建ぺい率・容積率とその計算式	・戸建専用住宅の場合は不要

第5章 開発工事検査要領

開発工事が完了した場合は、事業者は必ず市に届出し、その検査を受けなければならない。

1 工事写真

工事写真は、工事の適正な施工を証明する資料であるため、その目的を判然と証明することができるよう次の要領で撮影するものとする。

(1) 着手前写真

(ア) 施工範囲が明確に分かるように付近の風景、構造物等を画面に入れて施工範囲はポールを。また、在来構造物の寸法を現す場合には、ポール、箱尺等を立て画面に入れて撮影すること。

(2) 工事中写真

(ア) 設計図と出来形を対比した鮮明な写真とすること。

(イ) 水中又は地下埋設部分その他竣工後確認が困難なものについては、フラッシュを使用する等して特に慎重に撮影し鮮明な写真とすること。

(ウ) 仮設工事（矢板、水替等）の状況は必ず撮影すること。

(エ) 工事で使用する二次製品等については、材料検収写真を撮影すること。

(3) 竣工写真

着手前写真を撮影した位置と同じ位置で写し、工事前の状況と完了後の状況とが比較できるように撮影すること。

(4) 写真の製本要領

ア) 完成写真（キャビネ版以上）を一番上に、工事中写真は工程順に貼付すること。台紙の大きさはA4判とし、左綴じとする。

イ) 表紙には開発工事名、申請人氏名を記載すること。

ウ) 工事写真は完了と同時に1部を提出すること。

2 工事写真撮影要領

(1) 共通事項

(ア) 基礎

① 砕石基礎は敷均し転圧後、基礎の厚さと幅を撮影すること。

② 施工幅の両端にピンポール等を設置し、出来形幅を明確に撮影すること。

③ 定規は必ず始読を0あるいは10cm単位に合わせ撮影すること。

④ 均しコンクリートがある場合も上記に準ずる。

(イ) 構造物

① 定規は必ず始読を0あるいは10cm単位に合わせ撮影すること。

② 水平定規と垂直定規は、止金具等にて直角を保ち撮影するよう心掛ける。

(2) 構造物

(ア) 各工種につき、コンクリート擁壁の出来形を撮影する。（底幅、上幅、高さが明らかにできるようにする）

(イ) 擁壁高が変化する場合、変化点ごとにそれぞれ撮影すること。

(ウ) 裏込材施工が定められている場合は、厚さ、長さ、高さと材質を撮影する。（埋戻し後は確認できないので撮影時期を失しないよう注意する）

(エ) コンクリート打設及び養生の状況は代表的な箇所を撮影する。

(オ) 鉄筋は組立完了時に配筋のピッチと本数及び径が明確になるように撮影する。

- (カ) アンカー筋を設置する時は、設置前に鉄筋長と径を撮影すること。また設置完了後、鉄筋のピッチを撮影すること。
- (3) L型側溝工
 - (ア) 各工種につき、砕石基礎とL型側溝の出来形を撮影すること。
 - (イ) 施工状況については、50mに1ヶ所程度撮影すること。また、50mに満たないL型側溝については1工種につき1ヶ所撮影すること。
- (4) 管渠工
 - (ア) 本管
 - ① スパンごとに砕石基礎または砂基礎工を撮影すること。
 - ② 断面出来形寸法は1枚の写真に入るようにし、基礎材の幅と厚みを撮影する。
 - ③ マンホールとの接合部を撮影する。
 - (イ) 取付管
 - ① 施工箇所すべてにおいて、出来形を撮影すること。
 - ② ソケット管またはクラ型支管の設置状況を必ず撮影すること。
- (5) 人孔工
 - すべての人孔において、砕石基礎、底版、壁立上り工について共通事項に準じた内容を撮影すること。
- (6) 路床及び舗装工
 - (ア) 路床材の材料（搬入土等）が確認出来るよう撮影すること。
 - (イ) 路床は20cmピッチで仕上げ、各層ごとに転圧状況を撮影すること。
 - (ウ) 舗装工（路盤工及び表層工）における転圧状況及び出来形は必ず撮影すること。
- (7) 盛土
 - 30cm毎（擁壁等にマーキング）の盛土転圧状況

3 検査

- (1) 設計者及び工事現場管理者は、工事の完成検査及び中間検査（以下「工事検査」という。）に必ず立会わなければならない。
- (2) 防災上、重要と判断される次の工事については、中間検査を実施する。
 - ① 高さ5m以上の擁壁工事（型枠、配筋状況の検査）
 - ② 都市計画法施行規則第23条第1項による義務設置の擁壁工事（状況写真、許容支持力の根拠書類の確認）
 - ③ 切土又は盛土を行う土地の面積が3,000㎡を超える工事（法面切土、30cm毎の盛土転圧状況等の検査）
 - ④ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査の対象となる工事（中間検査においては、盛土規制法の様式を使用すること）
 - ⑤ その他、許可権者が必要と認めて指示があった場合（法第37条第1号において不可視となる場合等）
- (3) 工事現場管理者は、工事検査のため検査員から次の事項について準備し、又は措置するように求められた場合は、これに従わなければならない。
 - ア) 必要な箇所の掘削、構造物等の部分破壊、築石、ブロック等の抜取り、穿孔、コアの抜取り
 - イ) 排水管（汚水・雨水）の管内カメラ検査

- ウ) 路盤 (厚検査、密度試験)
 - エ) 舗装 (厚検査、密度試験)
 - オ) 前各号に掲げるものの他、工事検査のために必要な書類
 - カ) 書類は工事検査の1週間前までに提出し、遅滞した時は日程を延期する。
- (4) 工事現場管理者は、工事検査による掘削・穿孔等の箇所は、工事検査終了後速やかに復旧しなければならない
- (5) 工事検査に要する費用は、申請者の負担とする。
- (6) 申請者及び工事請負者は、工事検査の結果、補修を必要とする場合は、検査員の指示に従い、直ちに補修しなければならない。

第6章 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）関係の手続き

1 盛土規制法みなし許可の対象

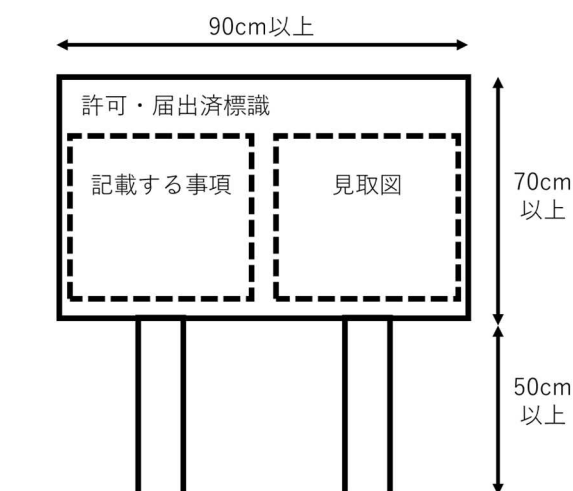
宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域それぞれの区域に応じて以下①～⑤のいずれかに該当する場合、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項又は第34条第2項に基づくみなし許可の対象となる。

なお、開発区域の面積が500㎡又は3,000㎡を超える場合であっても、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡又は3,000㎡以下の場合や、区画及び質の変更のみを行う場合には、⑤に該当せず、みなし許可の対象とならない。

規制区域	対象規模
宅地造成等工事規制区域	①盛土で高さが1 mを超える崖 ②切土で高さが2 mを超える崖 ③切土と盛土を同時に行い、高さが2 mを超える崖を生ずるもの（①②を除く） ④盛土で高さが2 mを超えるもの（①～③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）
特定盛土等規制区域	①盛土で高さが2 mを超える崖 ②切土で高さが5 mを超える崖 ③切土と盛土を同時に行い、高さが5 mを超える崖を生ずるもの（①②を除く） ④盛土で高さが5 mを超えるもの（①～③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①～④を除く）

2 標識の掲示

都市計画法に基づく開発許可により、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づくみなし許可となる場合又は同法第27条第5項に基づくみなし届出となる場合は、以下のとおり、標識を掲示すること。（様式例35）



記載する事項（省令第87条）

- ①工事主の氏名又は名称・住所（法人は代表者氏名）
- ②許可年月日・許可番号（届出年月日）
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④現場管理者の氏名又は名称
- ⑤着手予定年月日及び完了予定年月日

※許可の場合は、許可期間

- ⑥盛土・切土の高さ
- ⑦盛土・切土を行う土地の面積
- ⑧盛土、切土の土量
- ⑨工事関係者の連絡先

⑩許可又は届出担当の名称・連絡先

※「見取図」は、許可申請時に提出する「土地の平面図」を簡略化したものとしてください。

3 中間検査（※手数料は不要）

宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可を受けた者は、以下に示す対象規模で、特定工程を含む場合には、同法に基づく中間検査を受ける必要がある。

なお、中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、排水管の周辺を採石その他資材で埋めるなど施工することができない。

（１）中間検査が必要な特定工程

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

（２）中間検査が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模等

行為	中間検査が必要な規模等	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で、高さが2 mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが5 mを超える崖を生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2 m以下であっても、切土と合わせて高さが5 mを超える崖を生ずるもの ④ ①～③に該当しない盛土で、高さが5 mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの	・ 中間検査申請書（様式例36） ・ 平面図（検査対象を明示） ・ 検査対象の写真	（１）の特定工程に係る工事が完了した日から <u>4日以内</u> （省令第45条、第75条）

4 定期報告

宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可を受けた者は、以下に示す一定規模以上の宅地造成及び特定盛土等に関する工事の実施状況について、3 か月ごとに許可申請窓口へ報告すること。ただし、許可を受けた時点から3 か月を超えない期間に工事が完了する場合は不要である。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じること。

（１）定期報告の対象規模等

行為	定期報告が必要な規模	提出書類
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが2 mを超える崖 ② 切土で高さが5 mを超える崖 ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5 mを超える崖を生ずるもの（①②を除く） ④ 盛土で高さが5 mを超えるもの（①～③を除く） ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①～④を除く）	・ 工事の定期報告書（様式例37） ・ 盛土、切土をしている土地及びその周辺の写真 ・ 平面図（報告対象を明示） （省令第48条）

（２）提出書類・報告事項（省令第48条、第50条、第80条）

工事の定期報告書、状況写真

行為	報告事項
宅地造成又は特定盛土等	・ 盛土又は切土をしている土地及びその周辺の写真 ・ 工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号

	・ 前回の報告年月日（2回目以降） ・ 報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ・ 擁壁等に関する工事の施行状況
--	---

※休止中の工事や着手前などの現場が動いていない場合でも許可を受けた時点から完了までの間、定期報告が必要です。

第7章 許可申請等手数料

令和7年7月1日改正

許可申請書等を市に提出し、市が受理できると認めたときは、下記手数料額の納入通知書兼領収証書を発行しますので、手数料を市指定金融機関で納付してください。

1 開発行為許可申請審査手数料（都市計画法第29条第1項及び第2項）

開発区域の面積	自己の居住の用	自己の業務の用	その他
0.1ha未満	8,900円	14,000円	89,000円
0.1ha以上 0.3ha未満	23,000円	31,000円	130,000円
0.3ha以上 0.6ha未満	45,000円	67,000円	200,000円
0.6ha以上 1ha未満	89,000円	120,000円	270,000円
1ha以上 3ha未満	130,000円	210,000円	400,000円
3ha以上 6ha未満	180,000円	280,000円	520,000円
6ha以上 10ha未満	230,000円	350,000円	680,000円
10ha以上	310,000円	490,000円	900,000円

2 開発行為変更許可申請審査手数料（都市計画法第35条の2第1項）

次の変更の区分に応じ、それぞれを合算した額

(1) 開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積に応じ前項に規定する開発行為許可申請審査手数料額の1/10
(2) 開発区域の面積を許可時より拡大する場合	新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する開発行為許可申請審査手数料額
(3) その他の変更	10,000円

※ただし、その額が900,000円を超えるときは、その手数料の額は900,000円とする。

3 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請審査手数料（都市計画法第41条第2項ただし書）

48,000円

4 予定建築物等以外の建築等の許可申請審査手数料（都市計画法第42条第1項ただし書）

27,000円

5 開発許可を受けた地位の承継の承認申請審査手数料（都市計画法第45条）

(1) 自己の居住の用の住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用のものであって、開発区域の面積が1ha未満のもの	1,800円
(2) 住宅以外の建築物で自己の業務の用のものであって、開発区域の面積が1ha以上のもの	2,800円
(3) (1)、(2)以外のもの	18,000円

6 開発登録簿の写しの交付手数料（都市計画法第47条第5項）

1通につき 480円

7 開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料

1通につき 300円

第8章 提出図書様式一覧表

1 開発行為の許可申請

開発行為許可申請書（法第29条第1項）	様式例1
開発行為許可申請書（法第29条第2項）	様式例2
資金計画書	様式例3
資力及び信用に関する申告書	様式例4
工事施行者の能力に関する申告書	様式例5
設計者の資格に関する申告書	様式例6
設計説明書	様式例7
公共施設の管理者の同意一覧表	様式例8
公共施設管理者の同意書	様式例9
公共施設管理予定者等との協議一覧表	様式例10
公共施設管理予定者等との協議経過書	様式例11
土地所有者等関係権利者の同意書	様式例12

2 工事着手届出及び開発行為許可標識

工事着手届出書	様式例13
開発行為許可標識	様式例14

3 開発行為の変更の許可申請及び届出

開発行為変更許可申請書	様式例15
開発行為変更届出書	様式例16
氏名等変更届出書	様式例17
開発行為変更協議届	様式例18

4 工事完了及び開発行為に関する工事の廃止届出

工事完了届出書	様式例19
開発行為に関する工事の廃止の届出書	様式例20

5 建築の承認及び許可申請

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書	様式例21
建築物の特例許可申請書	様式例22
予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請書	様式例23

6 許可に基づく地位の承継の届出及び承認申請

開発許可等に基づく地位の承継届出書	様式例24
開発許可に基づく地位の承継の承認申請書	様式例25

7 交付申請

開発登録簿の写しの交付申請書	様式例26
開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	様式例27

8 事前協議

開発行為（変更）事前協議願	様式例28
新設する公共施設等の概要書	様式例29

9 その他

開発行為許可申請書等の取下げ届出書	様式例30
委任状	様式例31
順守誓約書	様式例32
使用印鑑届出書	様式例33
暴力団に該当しない旨の誓約書.....	様式例34
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識.....	様式例35
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	様式例36
工事の定期報告.....	様式例37
開発行為許可申請図書チェック一覧表.....	様式例38

(様式例34～37については、令和7年5月23日施行)

別記様式第二

開 発 行 為 許 可 申 請 書 年 月 日 西条市長 様 住 所 許可申請者 氏 名 都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。

3 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。

4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

5 ※印のある欄は記載しないでください。

6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。

3 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。

4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

5 ※印のある欄は記載しないでください。

6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

別記様式第三

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	処分収入	
	宅地処分収入	
	補助負担金	
	借入金	
	自己資金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	公園施設工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	借入償還金	
	計	

- 備考 1 整地工事は、伐開、暗渠排水、切土盛土、整地の整形、張芝、擁壁等について算定する。
- 2 道路工事は、路盤工、道路側溝、舗装等について算定する。
- 3 排水施設工事は、公共の用に供する排水施設、敷地の排水溝並びに遊水池の製造費等について算定する。終末処理施設については別途に計上すること。
- 4 附帯工事は、仮設工事費、道路復旧費など工事に関連して必要な費用について算定すること。
- 5 公園施設工事は、公園内の植樹遊具施設について算定する。
- 6 分担金については、土地改良区負担金等その他の施設負担金がある場合は具体的に記入してください。
- 7 資金を借り入れる場合は、融資証明書などを添付してください。

2 年度別資金計画

(単位 千円)

年 度						
科 目		年 度	年 度	年 度	年 度	計
収 入	処分収入					
	宅地処分収入					
	補助負担金					
	借入金					
	自己資金					
	計					
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	借入償還金					
	計					
借入金の借入先						

様式第 1 号 (第 2 条関係)

資力及び信用に関する申告書						
西条市長		様		年 月 日		
住 所		申請者				
氏名又は名称		及び代表者氏名				
都市計画法（昭和43年法律第 100号）第33条第 1 項第12号に規定する資力及び信用は、次のとおりです。						
設 立 年 月 日 (事業開始)		年 月 日		法令による登録等		
工事管理担当者	住 所	電話 ()				
	職氏名					
資 本 金		円		資 産 総 額	円	
前 年 度 事 業 費		円		従 業 員 数	人	
主たる取引金融機関						
前年度納税額		法人税又は所得税			事 業 税	
		円			円	
役 員 略 歴	役 職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、 学歴、その他	

- 備考 1 法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）による免許、建築士法（昭和25年法律第 202号）による建築士事務所登録、建設業法（昭和24年法律第 100号）による建設業の許可等について、その旨及び登録番号等を記入してください。
- 2 法令による登録等を証する書類を添付してください。
- 3 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書を添付してください。
- 4 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票を添付してください。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

工事施行者の能力に関する申告書 年 月 日					
西条市長 様					
住 所 申請者 氏名又は名称 及び代表者氏名					
都市計画法（昭和43年法律第 100号）第33条第 1 項第13号に規定する工事施行者の能力は、次のとおりです。					
工事施行者	住 所		電話（ ）		
	氏名又は名称 及び代表者氏名				
設 立 年 月 日 (事業開始)		年 月 日	資 本 金	円	
法令による許可等					
従 業 員 数		事 務	技 術	労 務	計
		人	人	人	人
前年度納税額		法人税又は 所得税	円	事 業 税	円
主たる取引金融機関					
建設業法（昭和24年法律第 100号）第26条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者		住 所			
		氏 名			
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年齢	在社年数	資格、免許、 学歴、その他
上記のとおり相違ありません。 工事施行者の氏名又は 名称及び代表者氏名					

- 備考 1 法令による許可等の欄は、建設業法による建設業の許可又は建築士法（昭和25年法律第 202号）による建築士事務所登録について、その旨及び許可番号等を記入してください。
- 2 法令による許可等を証する書類を添付してください。
- 3 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書を添付してください。
- 4 工事施行者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票を添付してください。

様式第5号（第2条関係）

設計者の資格に関する申告書						年	月	日	
西条市長		様		住所					
		申告者		氏名又は名称 及び代表者氏名					
都市計画法（昭和43年法律第100号）第31条に規定する設計者の資格は、次のとおりです。									
設計者の氏名 及び生年月日	年		月	日生	都市計画法施行規則 （昭和44年建設省令第 49号）第19条該当号	☐ 第1号	☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ ☐ ホ ☐ ヘ ☐ ト		
現住所						☐ 第2号			
勤務先の所在 地及び名称					電話（ ）				
最終学歴	学校名	年	月	日	卒業・修了・中退	修業年数	年		
	学科名				専攻科目				
資 格 免許等	名 称	技 術 士		一級建築士					
	登録番号	（ ）部門 第 号		第 号					
	登録年月日	年	月	日	年	月	日	年	月
宅地開 発に関 する実 務経歴	勤務先名又は工事名及び実務内容			実務に従事した期間		期間合計			
				年 月 日 から 年 月 日 （ 年 月 ）					
				年 月 日 から 年 月 日 （ 年 月 ）					
				年 月 日 から 年 月 日 （ 年 月 ）					
				年 月 日 から 年 月 日 （ 年 月 ）					
				年 月 日 から 年 月 日 （ 年 月 ）		年 月			
20ヘクタ ール以上 の開発行 為に関 する工 事の設 計経歴	事業主名及び工事の名称		場 所	面積(ヘクタール)	時 期	職務の内容			
					年 月 日 から 年 月 日				
					年 月 日 から 年 月 日				
					年 月 日 から 年 月 日				
					年 月 日 から 年 月 日				
					年 月 日 から 年 月 日				
その他必要な事項									
上記のとおり相違ありません。									
設計者氏名									

- 備考 1 申告者は、設計者が法人等の従業員である場合は、当該法人等の代表者とし、個人の場合は設計者自身とします。
- 2 ☐のある欄は、該当する☐にレ印を付してください。
- 3 資格免許等の欄は、技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門の合格、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格等について記入してください。
- 4 20ヘクタール以上の開発行為に関する工事の設計経歴の欄は、開発区域の面積が20ヘクタール未満の場合にあっては、記入の必要はありません。
- 5 その他必要な事項の欄は、特に申告する事項がある場合に記入してください。
- 6 最終学歴、資格免許等、宅地開発に関する実務経歴又は20ヘクタール以上の開発行為に関する工事の設計経歴を有することを証する書類を添付してください。

様式第 3 号 (第 2 条、第 5 条関係)

設 計 説 明 書									
設計者	住所				申請者	住所			
	氏名					氏名 (名称)			
1	開発区域に含まれる 地域の名称								
2	設計の方針	工区計画	工 区 名			工区面積	m ²		
		目的及び 設計概要							
3	開発区域の 現 況	区 域	☐ 区域区分が定められていない都市計画区域 ☐ 都市計画区域外						
		☐ 用途地域 () 地域)				☐ 特定用途制限地域 () 地区)			
		地 目	宅 地	農 地	山 林	その他	計		
		面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
4	土地利用 計 画	比 率	%	%	%	%	100 %		
		地 目	宅地用地	特定工作 物 用 地	公共施設 用 地	公益施設 用 地	そ の 他	計	
		面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
5	公共施設 整備計画	比 率	%	%	%	%	100 %		
		開発区域 内の公共 用地	区 分	面 積			開発区域面積に対する比率		
			道 路	m ²			%		
			公園、緑地、広場	m ²			%		
			そ の 他	m ²			%		
	開発区域 外の公共 施設	計	m ²			%			
		区 分	幅員又は内径	長 さ	備 考				
		接続先道路							
6	公益施設 配置計画	排水施設							
		施設 名						計	
		面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
7	緩衝帯	比 率	%	%	%	%	%	%	
		幅 員	m						
8	区画数	区画							
9	給水施設	☐ 公営水道 ☐ 簡易水道 ☐ 専用水道 ☐ その他 ()							
10	消火施設	☐ 貯水槽 (m ³)		☐ 基新設		☐ 消火栓		☐ 個新設 ☐ 既設利用	

備考 1 設計の方針の欄は、当該開発行為の目的（建築物等の用途など）及び開発計画の設計（街区及び道路の配置設計、道路の構造、接続先道路、雨水及び汚水の排水施設計画、公園緑地等の配置及び構造、消防水利施設など）に関して、詳しく記入してください。

2 ☐のある欄は、該当のものに、レ印を付してください。

3 公益施設配置計画の欄は、小学校、保育所、診療所、日用品店舗等を記入してください。

4 開発行為を変更する場合は、内容に変更が生じる項目について、変更後の内容を記入した上、その上段に変更前の内容を括弧書きで記入してください。

公共施設の管理者の同意一覧表

年 月 日

西条市長

様

住 所

申請者

氏名又は名称

及び代表者氏名

都市計画法第32条の規定に基づき下記のとおり同意を得ました。

公共施設の管理者

種 別	管 理 者 (担当課)	同意年月日	摘 要
開発区域に接する県道		. .	
開発区域に接する市道		. .	
取付先道路		. .	
下水施設（下水道）		. .	
放流先水路		. .	
給水施設（上水道）		. .	
西条市公共物		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
※ 教育施設		. .	
※ 電気施設		. .	
※ ガス施設		. .	
※ 輸送施設		. .	

備考 1 公共施設新旧対照図を添付してください。

2 ※印の施設の同意は、20ha未満の開発行為の場合は不要です。

公共施設管理者の同意書 年 月 日 様 職 管理者 氏 名 (電話番号) 印 下記の開発行為は、管理上支障なきものと認め、同意いたします。	
関係する公共施設	
開発行為許可申請者 住所氏名	
開発区域に含まれる 地域の名称	
開発区域の面積	平方メートル
開発行為の目的 及び同意の内容	

公共施設管理予定者等との協議一覧表

年 月 日

西条市長

様

住 所

申請者

氏名又は名称
及び代表者氏名

西条市 で行う都市計画法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等
について、当該公共施設等を管理することとなる者等と下記のとおり協議しました。

記

協 議 事 項	番号	概 要			協議年月日	管理 予定者等 (担当課)	公共施設等 用地の帰属	摘 要
		幅員、寸法	延 長	面 積				
開発道路					・ ・			有効幅員
公園、緑地広場					・ ・			
排水、下水道施設					・ ・			
河川、水路施設					・ ・			
給水、水道施設					・ ・			
消防水利施設					・ ・			
					・ ・			
その他必要事項					・ ・			

- 備考 1 上記協議事項以外にも、農業用排水施設、溜池施設等について記載してください。
2 上記協議内容を示す書類を添付してください。

公共施設管理予定者等との協議経過書

開発区域に含まれる 地域の名称		
公共施設の名称		
協議項目	協 議 内 容	協 議 結 果 (条 件)
設 計		
管理方法		
土地の帰属		
費用の負担		
そ の 他		
協議年月日 年 月 日	開発行為申請者 住所 氏名	
	協 議 指 導 者 住所 (管理予定者) 氏名 (印)	

様式第4号（第2条関係）

土地所有者等関係権利者の同意書

1 開発行為者 住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

2 開発区域に含まれる
地域の名称

上記に係る開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施については、異議がないので同意します。

権利の対象物	権利の対象物の所在	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名又は 名称及び代表者氏名	印
()					
()					
()					
()					
()					
()					

- 備考 1 権利の対象物の欄は、土地、池、沼又は建築物の別を記入し、（ ）内は、土地については地目、建築物については用途を記入してください。
- 2 権利の種類欄は、所有権、賃借権その他の権利を記入してください。
- 3 権利者の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第7号（第4条関係）

工 事 着 手 届 出 書		
		年 月 日
西条市長	様	
	住 所	
	届出者	
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
次のとおり開発行為に関する工事に着手したいので届け出ます。		
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
2 開発区域に含まれる 地域の名称		
3 工事着手年月日	年 月 日	
4 工事完了予定年月日	年 月 日	
5 工事施行者	住 所	電話（ ）
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
6 設 計 者	住 所	電話（ ）
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
7 工事現場管理者	住 所	電話（ ）
	氏 名	
	緊急連絡先	電話（ ）
※ 備 考		

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号（第3条関係）

90センチメートル		
開 発 行 為 許 可 標 識		
開発許可番号		年 月 日 第 号
工 事 予 定 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
開 発 区 域 の 面 積		平方メートル
予 定 建 築 物 等 の 用 途		
工 事 の 名 称		
開発行為者	住 所	電話（ ）
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
工事施行者	住 所	電話（ ）
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
設 計 者	住 所	電話（ ）
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
工事現場管理者	住 所	電話（ ）
	氏 名	
	緊急連絡先	電話（ ）

80センチメートル以上

- 備考 1 この標識は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による工事完了公告があるまでの間、掲示してください。
- 2 標識は、白地に黒文字で作成してください。
- 3 盛土規制法に基づくみなし許可となる場合は、様式例35の標識掲示が必要になります。

様式第8号（第5条関係）

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書 年 月 日 西条市長 申請者 様 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 ※手数料欄 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の居住の用、自己の業務の用、その他の別	
	6 その他の変更内容	
	7 その他必要な事項	
開 発 許 可 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更許可番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある項は、記入しないでください。
- 2 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法（昭和27年法律第22号）その他の法令による許可・認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。
- 3 開発行為の変更の概要（7その他必要な事項の欄を除く。）は、変更後の内容を記入した上、その上段に変更前の内容を括弧書きで記入してください。
- 4 次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（平成18年西条市規則第2号）第2条第1項各号（変更後の開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に該当するときは、同項第1号から第3号まで及び第6号）に掲げる図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) その他市長が必要と認める図書

備考 1 変更に係る事項の欄は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第28条の4の該当号を記入してください。

2 変更の内容の欄は、変更後の内容を記入した上、その上段に変更前の内容を括弧書きで記入してください。

3 次に掲げる図書を添付してください。

(1) 都市計画法施行規則第28条の4第1号の変更をした場合にあっては、変更前及び変更後の内容を対照させて同省令第16条第4項の表に定めるところにより作成した設計図（開発行為の変更に伴いその内容が変更されたものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める図書

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の変更の場合にあっては、これらを変更したことを証する書類
- (2) 開発区域に含まれる地域の名称の変更の場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 開発区域の土地の登記事項証明書
 - イ 開発区域の地籍図
 - ウ その他市長が必要と認める図書

開 発 行 為 変 更 協 議 届	
年 月 日	
西条市長	様
	住 所
	申請者 氏名又は名称 及び代表者氏名
	設計者 住 所 氏 名
開発許可を受けた開発行為の内容を変更したいので、届け出ます。	
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称
	2 開発許可番号
	3 変更に係る事項
	4 変更協議状況
変 更 の 理 由	

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

西条市長

様

住 所

届出者

氏 名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

年 月

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 ※印のある欄は記載しないでください。

別記様式第八

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

西条市長

様

住 所

届出者

氏 名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

年 月 日

記

- 1 開発行為に関する工事を廃止
した年月日

年 月 日

- 2 開発行為に関する工事の廃止
に係る地域の名称

- 3 開発行為に関する工事の廃止
に係る地域の面積

平方メートル

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書	
西条市長	様
住所	
申請者	
氏名又は名称及び代表者氏名	
都市計画法（昭和43年法律第 100号）第37条第 1 号の規定により、工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
1 開発許可番号	年 月 日 第 号
2 建築物等の敷地の所在地及び面積	平方メートル
3 予定建築物等の用途	
4 予定建築物等の種別、構造及び規模	
5 建築等を開発行為に関する工事と同時に行わなければならない理由	
※ 承認欄	第 号 この申請に係る 建築・建設 については、次の条件を付して承認します。 年 月 日 条 件 西条市長 印

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第12号 (第11条関係)

建築物の特例許可申請書					※手数料欄	
年 月 日						
西条市長 様						
住 所						
申請者						
氏名又は名称						
及び代表者氏名						
都市計画法（昭和43年法律第100号）第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
1 開発許可番号		年 月 日 第 号				
2 建築物を建築しようとする土地の所在、地目及び面積		所在地				
		地 目		面 積	平方メートル	
3 予定建築物の用途						
4 開発許可に付された制限の内容						
5 許可を受ける具体的内容						
6 申請の理由						
※ 受付番号		年 月 日 第 号				
※ 許可に付した条件						
※ 許可番号		年 月 日 第 号				

備考 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 添付図書

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) その他市長が必要と認める図書

様式第13号 (第12条関係)

予定建築物等以外の建築物の新築等 又は特定工作物の新設の許可申請書		年 月 日	※手数料欄	
西条市長	様 住 所 申請者 氏名又は名称 及び代表者氏名	都市計画法（昭和43年法律第 100号）第42条第1項ただし書の規定により、 建 築 物 特定工作物 の 新 改 築 用途の変更 新 設 の許可を申請します。		
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
2 建築物等を建築し、 又は建設しようとする土地の所在				
3 開発許可を受けた 予定建築物等の用途				
4 許可を受けようとする 建築物の用途				
5 申 請 の 理 由				
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号			
※ 許可に付した条件				
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号			

備考 1 不要の文字は、抹消してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第14号 (第13条関係)

開発許可等に基づく地位の承継届出書

年 月 日

西条市長 様

住 所
承継者
氏名又は名称
及び代表者氏名

都市計画法（昭和43年法律第100号）第44条の規定による開発許可等に基づく地位を承継したので、
届け出ます。

開発許可番号又は 建築許可番号		年 月 日 第 号
承継した開発区域に含 まれる地域の名称		
被承継者	住 所	
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 の 理 由		
※ 備 考		

備考 1 相続による地位の承継の場合は相続人の戸籍謄本と当該権利を相続したことを証する書類を、合併等による承継の場合は合併後の法人の登記事項証明書等を添付してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第15号（第14条関係）

開発許可に基づく地位の承継の承認申請書 年 月 日 西条市長 様 住 所 申請者 氏名又は名称 及び代表者氏名 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第45条の規定により、開発許可に基づく 地位の承継の承認を申請します。		※手数料欄
開 発 許 可 番 号		年 月 日 第 号
取得した開発区域に含まれる地域の名称及び面積		平方メートル
被 取 得 者	住 所	
	氏名又は名称 及び代表者氏名	
取 得 年 月 日		年 月 日
取 得 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 承 認 欄	第 号 この申請に係る開発許可に基づく地位の承継については、承認します。 年 月 日 西条市長 印	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

開発登録簿の写しの交付申請書		※手数料欄
年 月 日		
西条市長 様		
住 所		
(所在地)		
申請者 氏 名		
(名称及び代表者氏名)		
電話番号		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条第5項の規定による 開発登録簿の写しの交付を受けたいので、申請します。		
開発許可番号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる地域の 名称		
必要通数	通	
使用目的		

※手数料欄											
開発行為又は建築に関する証明書交付申請書											
年 月 日											
西条市長 様											
住 所											
申請者											
氏名又名称											
及び代表者氏名											
都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。											
開 発 行 為 又 は 建 築 に 関 す る 事	敷地の所在										
	区 域		☐ 区域区分が定められていない都市計画区域				☐ 都市計画区域外				
	☐ 用途地域（		地域）		☐ 特定用途制限地域（		地区）				
	開発許可等の 番号		年 月 日		第 号（		）				
			年 月 日		第 号（		）				
			年 月 日		第 号（		）				
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第41条第1項の制限の内容										
	建築計画 の概要		開発行為		☐ 有		☐ 無				
					(平方メートル)						
			敷地地目				敷地面積		実測 公簿		平方メートル
建築物用途					平方メートル						
工事種別					建築面積		平方メートル				
構造規模				延べ面積		平方メートル					
その他必要事項											
※ 証 明 欄	第 号										
	上記の建築物の建築は、都市計画法第 条 の規定に適合していることを証明します。										
	年 月 日										
西条市長					印						

- 備考 1 □印のある欄は、該当のものにレ印を付してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 申請内容を明らかにする書面、建築確認申請書の写し、土地の登記事項証明書、位置図、付近見取図、公図、土地利用計画図（配置図）、建築物の平面図その他市長が必要と認める図書を添付してください。

[illegible]

新設する公共施設等の概要書

新設する公共施設等の名称		概 要	公共施設管理予定者	公共施設等の用地帰属予定	備 考
公 共 施 設	道 路				
	公 園				
	緑地・広場				
	排水施設				
	排水施設用地				
	給水施設				
	給水施設用地				
	消防施設				
	消防施設用地				
	その他の用地				
	小 計				
公 益 施 設	集会所用地				
	幼稚園用地				
	その他用地				
	小 計				
合 計					

備考 概要欄には道路幅員・延長・面積、公園・緑地広場の面積・比率等を記入してください。

開発行為許可申請書等の取下げ届出書

年 月 日

西条市長

様

住 所

申請者

氏名又は名称

及び代表者氏名

年 月 日付けで申請した
次のとおり取り下げます。

申請書について、

開発区域に含まれる地域の名称
(建築物等の敷地の所在)

予定建築物等の用途

取下げ理由

委 任 状

年 月 日

委任者（許可申請者）

住 所

氏 名

⑨

連絡先

私は次の者を代理人と定め、下記を委任します。

（代理人）

住 所

氏 名

連絡先

記

都市計画法に基づく許可申請手続きに関する一切の権限

開発区域の所在及び地番

開発区域の面積

m²

※ 委任者の印は、印鑑登録したものを使用し、印鑑証明書を添付してください。

順 守 誓 約 書

年 月 日

西条市長 様

住所
申請者
氏名

印

開発行為の許可を受けた後においては、下記の事項を順守し、都市計画法の規定に違反することのないよう施行することを誓約します。

記

- 1 開発許可を受けた内容を変更する場合は許可を受けること。
特に予定建築物の用途変更については、都市計画制限の範囲内でしか行わないこと。
- 2 開発許可を受けた後、開発行為を行う場合は次の事項を順守すること。
 - (1) 工事に着手しようとするときは、工事着手届出書を提出すること。
(市規則第4条)
 - (2) 工事期間中は、当該開発区域内の見やすい場所に開発行為許可標識を掲示するとともに、許可の際付される条件に従い施行すること。
(市規則第3条)
 - (3) 工事を廃止しようとするときは、その旨を工事の廃止の届出書により届け出ること。
(都市計画法第38条)
 - (4) 工事を完了したときは、その旨を工事完了届出書により届け出ること。
(都市計画法第36条)
 - (5) 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の規定による公告があるまでの間は、建設物等の建築工事に着手しないこと。この場合において、やむを得ず建築物等の建築工事に着手する場合は、工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認を得ること。
(都市計画法第37条)
 - (6) 建築工事に着手しようとする場合は建築確認申請書を提出すること。
(建築基準法第6条)
 - (7) 他の法律の規制を受ける場合は、その許認可を受けること。

使用印鑑届出書

年 月 日

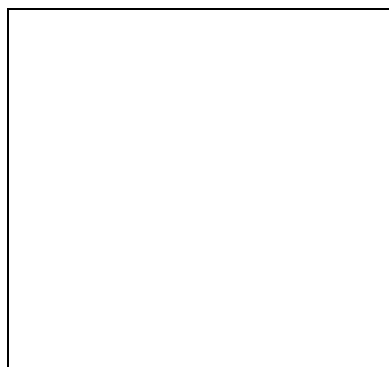
西条市長 様

住所
申請者
氏名

⑨

(登録印)

都市計画法の開発許可申請等について、登録印の代用として、下欄押印の印鑑を使用しますので届け出ます。



- 備考
- 1 登録印を押印した場合は、印鑑登録証明書を添付すること。
 - 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
なお署名した場合にあつては、住民票を添付すること。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、都市計画法に基づく開発行為の許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （3）法人又は組合であって、その役員のうちに(2)に該当する者があるもの
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消し等の処分を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

西条市長 様

申請者
住 所

氏 名
（ 自 署 ）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90センチメートル以上 →					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
↑ 70センチメートル以上 ↓	1	工 事 主 の 住 所 氏 名		見 取 図	
	2	許 可 番 号	第 号		
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許 可 又 は 届 出 担 当 の 都 道 府 県 部 局 名 称 連 絡 先				
↑ 50センチメートル以上 ↓					

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

宅地造成及び特定盛土等規制法関係 様式第十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

西条市長 様

工事主 住所
氏名宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成及び特定盛土等規制法関係

工事の定期報告書				
西条市長 様		年 月 日		
届出者		住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の職氏名）		
1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目 年 月 日	第2回目 年 月 日	第3回目 年 月 日	第4回目 年 月 日
5 報告の時点における盛土、切土の高さ又は土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土、切土の面積又は土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土、切土の土量又は堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況 （宅地造成又は特定盛土等に関する工事）				
9 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量 （土石の堆積に関する工事の場合）	m ³	m ³	m ³	m ³

注1 用紙寸法は、日本産業規格 A 4 とすること。

2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

3 報告の時点における盛土、切土をしている土地又は土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

開発行為許可申請図書チェック一覧表

※「開発許可制度の手引き」を参照し、作成してください。

※申請者チェック欄には、添付図書には「○」を、不要図書には「×」を記入してください。

※農地転用許可を伴うものは、市農業委員会への農地転用許可申請書提出締切日までに、
全ての図書を添付し提出すること。

開発担当課 チェック欄	申請者 チェック欄	図 書 名	備 考
☐	☐	1 開発行為許可申請書	申請日は手数料納付確認後の日となるので記入しないこと。申請者名、地番等は略さず、印鑑証明書・登記事項証明書等に記載のとおり記入(例:申請者～○株式会社 代表取締役○、住所～○番地○、土地～○字○123番4及び123番5)
☐	☐	(1)開発行為事前協議回答調整結果	
☐	☐	(2)法人の登記事項証明書	法人の場合
☐	☐	(3)使用印鑑届出書	印鑑登録証明書
☐	☐	2 委任状	住所、氏名、連絡先(担当者の氏名、電話番号)、開発区域に係る該当地番、委任の内容を記入
☐	☐	3 順守誓約書	
☐	☐	4 暴力団に該当しない旨の誓約書	盛土規制法に基づくみなし許可の場合は必要
☐	☐	5 資金計画書	自己の居住及び自己の業務(1ha未満)の場合不要。 ただし、自己の居住及び自己の業務(開発区域の面積が1ha以上のものを除く)の用に供するものであって、 盛土規制法のみなし許可となるものは必要。
☐	☐	(1)融資証明書	
☐	☐	6 資力及び信用に関する申告書	自己の居住及び自己の業務(1ha未満)の場合不要。 ただし、自己の居住及び自己の業務(開発区域の面積が1ha以上のものを除く)の用に供するものであって、 盛土規制法のみなし許可となるものは必要。
☐	☐	(1)納税証明書	法人の場合は「法人税」及び「事業税」、 個人の場合は「所得税」及び「事業税」を添付
☐	☐	(2)法令による登録等を証する書類	宅地建物取引士証
☐	☐	7 工事施行者の能力に関する申告書	自己の居住及び自己の業務(1ha未満)の場合不要。 ただし、自己の居住及び自己の業務(開発区域の面積が1ha以上のものを除く)の用に供するものであって、 盛土規制法のみなし許可となるものは必要。
☐	☐	(1)法人の登記事項証明書	法人の場合
☐	☐	(1')住民票	個人の場合
☐	☐	(2)納税証明書	個人の場合は「所得税」、法人の場合は「法人税」と「事業税」を添付
☐	☐	(3)法令による登録等を証する書類	建設業等許可証、技術検定合格証明書
☐	☐	8 設計者の資格に関する申告書	(1ha未満の場合不要)
☐	☐	(1)設計資格を有することを証する書類	
☐	☐	9 設計説明書	
☐	☐	10 公共施設の管理者の同意一覧表	
		11 公共施設管理者の同意書	申請書に添付する図面等と同じものは省略可
☐	☐	(1)取付先道路	市(建設道路課ほか)・土地改良区・県・国
☐	☐	(2)公園緑地等	都市計画課
☐	☐	(3)排水施設(污水)	下水道工務課・建設道路課
☐	☐	(4)排水施設(雨水)	建設道路課・下水道工務課・農林土木課
☐	☐	(5)放流先水路	土地改良区
☐	☐	(6)給水施設(上水道)	水道工務課
☐	☐	(7)農道・水路等	農林土木課
☐	☐	(8)西条市公共物	施設管理課
☐	☐	(9)ゴミステーション等	衛生課
☐	☐	(10)消防水利審査結果通知	消防本部警防課
☐	☐	(11)埋蔵文化財所在等回答	教育委員会社会教育課
☐	☐	12 公共施設管理予定者等との協議一覧表	

		13 公共施設管理予定者等との協議経過書	申請書に添付する図面等と同じものは省略可
☐	☐	(1)開発道路	建設道路課
☐	☐	(2)公園緑地等	開発区域面積0.3ha以上の場合・都市計画整備課
☐	☐	(3)排水施設(汚水)	下水道工務課・建設道路課
☐	☐	(4)排水施設(雨水)	建設道路課・下水道工務課
☐	☐	(5)給水施設	水道工務課・環境政策課
☐	☐	(a)水質試験成績書	うちぬき・井戸給水の場合
☐	☐	(6)農道・水路等	農林土木課
☐	☐	(7)ゴミステーション等	衛生課
☐	☐	(8)消防水利施設	消防本部警防課
☐	☐	14 土地所有者等関係権利者の同意書	区域内の土地等の所有権等の権利者(本人所有含む)
☐	☐	(1)印鑑登録証明書	
☐	☐	15 土地等の登記事項証明書	
☐	☐	16 地籍図(公図の写し)	申請日から3か月以内のもの 申請地を赤で囲み、道路(茶色)、水路(水色)の色塗り
☐	☐	17 公共物使用許可書	
☐	☐	18 道路占用許可書	
☐	☐	19 道路工事承認書	
		20 他の法令に関する許可等の写し	
☐	☐	(1)農地転用許可申請書の写し	農業委員会
☐	☐	(2)()	
☐	☐	21 官民境界証明書等	
☐	☐	(1)境界のわかる図面の添付	農道、水路、市道等(道路有効幅員を記入)
☐	☐	22 開発区域の現況写真	申請地を赤色で囲むこと。申請地の境界がすべて確認できるように数枚に分けた写真とすること。
☐	☐	23 開発区域位置図	1/10,000都市計画図(色付)に、開発区域の位置を表示し、用途地域名または特定用途制限地域名を表示
☐	☐	24 開発区域図	1/2,500都市計画図又は住宅地図
☐	☐	25 現況図	開発区域の境界を赤で囲み、その周辺の公共・公益的施設の位置及び形状を明示。土地の地番及び形状を表示。現況写真との照合符号と撮影方向。
☐	☐	26 土地利用計画図	前面道路幅員、道路後退状況の記入。各敷地ごとに、予定建築物の用途(専用・併用の別、戸建・長屋・共同の別、建売・賃貸・宅地分譲の別)を記入。
☐	☐	27 求積図(丈量図、地積測量図)	道路後退がある場合は後退後敷地も求積。
☐	☐	28 造成及び道路計画平面図	
☐	☐	29 造成及び計画縦横断面図	
☐	☐	30 排水施設計画平面図	
☐	☐	31 排水施設縦断面図	
☐	☐	32 給水施設計画平面図	井戸の場合は、給水位置の明示。
☐	☐	33 がけの断面図	必要と認める場合
☐	☐	34 擁壁の構造図	
☐	☐	35 排水施設構造図	
☐	☐	36 道路標準断面図	
☐	☐	37 その他構造図	
☐	☐	38 防災計画図	必要と認める場合
☐	☐	39 排水流域図	
☐	☐	40 流量計算書	
☐	☐	41 構造計算書	
☐	☐	42 安定計算書	
☐	☐	43 工作物等の施設の能力に関する計算書	必要と認める場合
☐	☐	44 土質試験結果	必要と認める場合
		45 その他市長が必要と認める図書	
☐	☐	(1)予定建築物平面図等	建ぺい率・容積率とその計算式を記入。戸建専用住宅の場合は不要
☐	☐	(2)()	